

監 査 公 表 第 3 号

平成30年2月21日

周南市監査委員 中 村 研 二

周南市監査委員 坂 本 心 次

財政援助団体等監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による財政援助団体等監査（一般財団法人新南陽地区漁業振興基金）を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、公表します。

（当該監査の結果は、平成30年1月10日に決定、同日議長及び市長に提出し、平成30年2月21日に議会報告されています。）

一般財団法人新南陽地区漁業振興基金に対する監査の結果

1 監査の概要

(1) 監査の種類

財政援助団体等監査（出資団体監査）

(2) 監査の対象

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第7項の規定に基づき、周南市（以下「本市」という。）が財政援助等している団体のうちから、一般財団法人新南陽地区漁業振興基金（以下「新南陽地区漁業振興基金」という。）を選定し、関係する本市主管課である経済産業部水産課も監査対象とし、次のとおり監査を行った。

ア 新南陽地区漁業振興基金関係

(7) 監査対象事務

全事業に係る出納その他の事務

(i) 監査対象事業年度

平成28事業年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）

(ii) 監査の実施方法

監査に当たっては、対象事業年度の事業計画、事業報告、財務諸表及び対象期間の関係諸帳簿、証憑書類等の提出を求め、照合による計数の符合確認等のほか、抽出による検査又は精査を行うとともに、関係者から説明を聴取するなどの方法により実施した。

イ 本市主管課関係

新南陽地区漁業振興基金に関する出資に係る財産台帳の管理状況を対象とした。

(3) 監査の実施期間

平成29年11月2日から平成30年1月10日まで

2 新南陽地区漁業振興基金の概要

(1) 設立年月

設 立 昭和60年4月 財団法人新南陽地区漁業振興基金

移 行 平成24年4月 一般財団法人新南陽地区漁業振興基金

(2) 設立目的

水産業における環境的基盤に係る事業を行い、海域水質の安定及び地域社会の調和ある発展に寄与することを目的としている（定款第3条）。

(3) 主たる事務所の所在地

山口県周南市築港町11番17号（定款第2条）

(4) 組織（平成29年3月31日現在）

役員は、代表理事1名、理事3名及び監事1名である。また、職員は、事務局に1名を置いている。

(5) 事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日まで

(6) 事業（定款第4条）

- ア 種苗放流事業
- イ 海域環境保全事業
- ウ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(7) 平成28年度事業内容

新南陽地区漁業振興基金が実施する事業は、定款第4条に規定されており、その主なものは、種苗放流事業及び海域環境保全事業で、監査対象期間に係る当該事業の概況は次のとおりである。

ア 種苗放流事業

新南陽湾海域に水産資源の維持増大を図るため、8魚種（マコガレイ、カサゴ、キジハタ、オニオコゼ、ヨシエビ、ガザミ、アカガイ及びアワビ）

543,500尾（個）の種苗の放流が行われた。

イ 海域環境保全事業

タコツボ（1,500個）産卵魚礁が設置された。

3 本市との関係

本市は、新南陽地区漁業振興基金に対して、1,758万8,666円を出捐しており、出捐割合は30.7%である。平成28事業年度における本市の歳入歳出予算の執行はない。

4 監査の結果

(1) 新南陽地区漁業振興基金関係

ア 本市からの出捐金について、出捐目的、財団設立目的に沿った事業運営が行われていた。

イ 事業報告及び決算の承認等

定款第8条の規定により、事業報告及び決算は事業年度終了後に監事の監査を経て理事会及び評議員会の承認等を得なければならないとされており、平成29年4月15日の監事による監査を経て、平成29年4月22日開催の理事会及び平成29年5月27日開催の評議員会において承認等されていた。

ウ 経営状況を説明する書類の提出

法第221条第3項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「法施行令」という。）第152条第1項第3号の規定により、市から4分の1以上、2分の1未満の出資を受けている法人で、条例で定めるものは、その経営状況を説明する書類として当該法人の毎事業年度の事業の計画及び決算に関する書類を市長に提出しなければならないが、新南陽地区漁業振興基金については、当事業年度の関係書類が提出されていた。

エ 経理事務について

一般財団法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に定められた会計処理を行うとされており、個別事項については次のとおりであった。

(ア) 経理一般について

経理事務については、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録が作成されており、総勘定元帳残高と照合したところおおむね適正に事務処理されていると認められた。

(イ) 現金預金について

平成29年3月31日現在の現金預金について、次のとおり照合を行った。
普通預金勘定残高 207万9,626円、基本財産 5,527万4,212円及び特定資産 206万6,317円については、残高証明書（普通預金 414万5,943円及び定期預金 5,527万4,212円）と照合したところ一致していた。

(2) 本市主管課関係

ア 出捐状況

(ア) 新南陽地区漁業振興基金に対する出捐金 1,758万8,666円は、平成28年度歳入歳出決算書の財産に関する調書（公有財産）に登載されていた。

(イ) 水産課では、周南市公有財産管理規則第28条に規定されている公有財産台帳（副本）を備えていた。

イ 出資団体の財政状況の報告

法第243条の3第2項及び法施行令第173条第1項の規定により、毎事業年度、新南陽地区漁業振興基金の経営状況を説明する書類を議会に提出しなければならないが、平成28事業年度の事業計画は平成28年6月第3回市議会定例会へ、決算に関する書類は平成29年7月第3回市議会臨時会へ提出されていた。

(3) 指摘事項

監査対象とした団体の事務及び当該団体に関する所管課の事務は、関係規定、関係法令等に則りおおむね適正に執行されていると認められた。

なお、軽微な事項については、監査結果の講評の際に、文書で指導した。